

令和元年 10 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和元年 10 月 25 日（金曜日）

令和元年10月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和元年10月25日(金曜日) 午前9時00分～午前10時10分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	吉 永 一 雪
〃	2番	富 田 良 成
〃	3番	北 之 口 洋 一
〃	5番	淵 脇 耕 二
〃	6番	溝 田 耕 一
〃	7番	東 山 崎 勝 一
〃	8番	田 淵 哲 朗
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	徳 留 徳 次
〃	11番	後 藤 望
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 里中 義郎
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第94号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第95号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第96号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和元年10月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、5番の淵脇委員と6番の溝田委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は2件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転
に関するものが2件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第93号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該
当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく願いいたします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

7番： はい。

議長： 東山崎委員どうぞ。

7番： 7番、東山崎です。10月19日に申請人と二人で調査をしました。現地は〇〇より〇
〇へ200mのところであり、自宅の一段上で隣家との間にあります。現状は、数年前ま
で耕作放棄地でありましたが、申請人がその状況を見て、除草等を行い耕作している状
況です。調査の意見としまして、耕作放棄地を数年前より借受けて菜園として利用して
おりましたが、売買の話があったため購入することになりました。申請人と妻とで露
地野菜を中心に農業を営んでおり、何ら支障はないものと考えます。よろしく願いし
ます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入りますが、松山委員に関する議題の提
出となっております。よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限
により退出していただきます。

(松山委員 退席)

議長： ご意見等ありませんか。
推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出し

ていただきたいと思ひます。

議 長： ご意見ございませぬか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 93 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 93 号、受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

(松山委員 入室)

議 長： 次に議案第 93 号、受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 7 ページをお開きください。

(議案第 93 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしくお願ひいたします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

5 番： 5 番、淵脇です。10 月 18 日に申請人の〇〇と調査をしました。当該地については、〇〇より南へ約 500m のところにあり、約 30 年以上前に道路拡張に伴い、譲受人の樹園地に隣接していたことから、譲渡人と譲受人の双方において売買が成立していました。しかし、これまで所有権移転の手続きがされていなかったことから、今回、その手続きを行うため、3 条申請がされたものであります。当該地は、売買成立後、現在まで譲受人が所有する隣接の樹園地とともに農地として適正に管理されておりますので、今後も同様の管理が見込まれることから、今回の申請は問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ご意見等ありませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませぬか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは採決いたします。議案第 93 号、受付番号 2 番について許可することに賛成

の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第 93 号、受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第 94 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 2 件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 10 ページをお開きください。今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 94 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1 番、吉永です。10 月 18 日に会長、事務局、横原委員の 4 名で現地調査を行いました。まず、譲渡人と譲受人ですが親子関係にあり、同じ漁業をしております。19 ページの航空写真をご覧いただきたいと思いますが、申請地の西側は埋立地となっており、昭和 40 年代から埋立てが始まっておりますが、昔は海でした。それでは説明に入ります。申請地は〇〇の西側にあり、〇〇と〇〇に挟まれた〇〇より低いところにあった土地でありましたが、50 年以上前に〇〇の拡張工事があり、大半を〇〇として買収された残地であります。拡張以来、耕作はされておられません。また、集落の裏山には沢が 3 ヶ所あり、大雨のたびにがけ崩れがあり集落に流れ込んでいたが、20 年程前に裏山の治山工事があり、その治山工事の捨土で申請地周辺を埋め立てられ、現在のように〇〇と同じ高さになったところでした。その後も耕作はされていませんでした。調査の意見としまして、申請人は家族経営であり、定置網を 3 ヶ所所有しているため、魚が捕れ過ぎると市場に出荷しても安価な取引となり、養殖の餌になり安く販売されていたが、今回の水産加工施設を建設し、付加価値を付け少しでも高く販売をするため、今回の申請となったところであります。加工施設は利便性から自宅周辺が最適ではないかと考え土地を探しましたが、ご存じのとおり土地があるようなところではないため、申請地しかなかったということです。また、周辺も耕作された農地もないことから、問題はないものと考えます。審議方、よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

議長： ご意見ございませんか。

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 94 号、受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 94 号、受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： それでは、次に、議案第 94 号 受付番号 2 番について事務局より説明を求めます。

事務局： 20 ページをお開きください。

(議案第 94 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： この件に関しましては、事務局からご説明いたします。現地調査については、6月19日に農業振興地域整備計画の変更申請の際に合わせて行っております。調査は、担当委員の横原委員以下、8名で実施しております。現地の状況としまして、申請地は〇〇から南南西に約1.2kmの〇〇、〇〇の間に挟まれたところにあります。今までは、何も耕作されていない農地でしたが、現在は、牛舎建設のために、整地された状態でした。調査の意見としまして、今回、規模拡大をするために子牛育成牛舎と倉庫、合わせて約1,039㎡の建築物と残地3,485㎡については、放牧場等の計画となっております。申請人は申請地周辺に牛舎を5棟所有し、約400頭の肉用牛を飼育しており、息子が経営に参画していることから、今回の申請は問題ないと思われます。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思ひます。

議 長： ご意見ございませんか。
よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 94 号、受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 94 号、受付番号 2 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に議案第 95 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、31 ページをお開きください。議案第 95 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見については 1 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 95 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上、よろしくをお願いします。

議 長： ここで説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 2 番： はい。

議 長： 横原委員どうぞ。

1 2 番： 12 番、横原です。10 月 18 日に会長、事務局、私、吉永委員、吉田推進委員と申請者の代理人と調査を行いました。申請地は、〇〇より南に車で 3 分ほど走った〇〇にあります。調査時点では、すでに造成工事も終わり、砂利が敷かれている状態でしたが、5 ヶ月ほど前までは竹、雑木が茂った状態で、有害鳥獣の住処になっていました。申請人は 5 月頃この土地が農振農用地であることを知らず、造成を始めていましたが、こちらから、ここは農振農用地内であるから作業を止め農振除外の手続きをするよう指導したところ、指導に従い工事を中断し、今回の申請になったところです。5 ヶ月ほど前は竹、雑木が生えていた状況でもありましたし、指導に従い、工事もストップし、申請手続きもされていることから、許可しても差し支えないのではと思います。審議方、よろしくをお願いします。なお、〇〇と〇〇の間に〇〇が入っておりますが、そこを避けてのパネルの設置ということです。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思えます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日、お配りしました資料の 4 ページをお開きください。農振除外申請書に被害防除に関する誓約書が添付されておりましたので、追加で聴取したものを添付

しております。5 ページの方が農振農用地区域図となっております。あと、先ほど横原委員からありました、2 筆の間に里道が存在する件ですが、現地調査時に、申請代理人に対し、〇〇の所管課である総務課と境界立会いについてお願いしてあります。6 ページについては、横原委員より無断開発の連絡を受けた際に撮影した写真です。現地調査時はこの写真のとおり手は付けられていない状態でした。以上です。

議 長： はい。ありがとうございます。

議 長： ご意見はございませんか。

議 長： 今回のように、始末書を添付さえすれば、我々は理解をしてしまう訳ですが、それぞれの担当区でこういった不正行為がないように、常日頃から注視していただきたいと思っております。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 95 号、受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 95 号、受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に議案第 96 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 39 ページの議案第 95 号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 95 号 議案書にもとづいて農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより、質疑に入ります。

ご意見等ございませんか。推進委員の皆さんからもご意見などございませんか。ご意見などありましたら、出していただきたいと思っております。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。42 ページ 43 ページの受付番号 16 番から 21 番の〇〇と〇〇ですが、今回、新

規就農者で本町に移住された方々です。〇〇については、今まで施設ピーマンを経営されていた方が、離農することによりその施設を借り受けるためのものです。以上です。

1 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

1 番： 1番、吉永ですが、この〇〇が借りる 10a 当たり〇〇円の土地は〇〇ですか。

9 番： そうです。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

会 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 95 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長： 全員賛成ですので、議案第 95 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： よろしいですか。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

③その他

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和元年 10 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員